

UIJ ターン引っ越し補助金 Q & A

【制度全般】

問1 UIJ ターン引っ越し補助金とは何ですか。

県外にお住まいで県内企業等に就職された方を対象に、この補助金の一部負担に同意した県内の市町村への引っ越しにかかる費用の一部を補助する制度です。

問2 どのような企業への就職が対象になりますか。

県内に事業所がある企業や家業、個人事業、協同組合です。

官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を含む。）は除きます。

問3 どのような人が申請できますか。

県内企業等にUIJ ターン就職をして、宮崎県外から県内へ引っ越しをした方が申請できます。年齢、学年は問いません。

令和8年3月1日より前に就職活動を開始した（する）方は、就職の採用決定日より前に、ふるさと宮崎人材バンクに登録する必要があります。

令和8年3月1日以降に就職活動を開始する方は、就職活動を開始する1月以上前までに、ふるさと宮崎人材バンクに登録する必要があります。

問4 採用決定日はどのように申告すれば良いですか。

採用決定日は別記様式第2号の雇用証明書で確認します。就職後、雇用先企業に御記入いただき、御提出をお願いします。

問5 就職活動の開始の時期とは具体的にいつのことですか。

選考に参加する意思が明確になる「企業への応募（エントリーシートや履歴書の提出）」を「就職活動の開始」とします。

その証明として、申請する際の申請フォームにて、就職活動の開始にあたり企業へ提出した書類について、申告をお願いします。これは雇用先以外の企業のものでも構いません。

問6 県外の出身ですが、補助の対象となりますか。

出身地に限らず申請が可能です。

問7 国外に住んでいますが申請できますか。

国外にお住まいの場合でも対象になります。

問 8 申込み方法を教えてください。

引っ越し完了後、就職する企業等に「雇用証明書（別記様式第 2 号）」を持参し、証明を受けてください。

引っ越しの完了日から 90 日以内に、①雇用証明書、②引っ越しにかかった経費の領収書、③引っ越し前の居住地が分かる書類、④生年月日の分かる書類（引っ越し実施年度の 4 月 1 日時点で 30 歳未満の方のみ）、⑤振込先の通帳の写しを添えて宮崎県電子申請システムにて申請してください。（URL は問 22 に記載のとおり）

問 9 補助金はいくらもらえますか。

15 万円を上限に、対象となる経費の 1/2（30 歳未満は 2/3）を補助します（1,000 円未満は切捨て）。

例：引っ越し業者利用代金 150,000 円、年齢：35 歳

150,000 円 $\times$ 1/2 = 75,000 円 補助額：75,000 円

問 10 引っ越し前は夫婦で同居していたが、ともに宮崎県内に就職する場合、どちらとも支給の対象になりますか。

引っ越し後の居住先が夫婦で異なり、かつ市町村の要件を満たせば支給の対象となります。

問 11 市町村の要件について教えてください。

市町村が定める要件は、居住地の要件（引っ越し後の居住地がその市町村であること）と雇用先企業等の所在地の要件（雇用先企業等の所在地がその市町村にあること）があり、補助を受けるためには、このどちらか若しくは両方の要件を満たす必要があります。（市町村によって異なります。）

例えば、A 市に居住して、雇用先企業等の所在地が B 市だった場合、A 市の要件が居住地の要件であれば、A 市の要件を満たしているため支給の対象となります。また、B 市の要件が雇用先企業等の所在地の要件であれば、B 市の要件も満たすこととなりますが、支給される額は変わりません。

問 12 雇用先は県内の企業等だが、勤務先は宮崎県外にある事業所になった場合は対象になりますか。

勤務先が宮崎県外であっても、雇用先である企業等の所在地が県内の市町村にあって、その市町村の要件が雇用先企業等の所在地であれば、補助の対象になりますが、補助対象経費はあくまで宮崎県内への引っ越し費用となります。

問 13 この制度で補助を受けた後、県外の企業等に転職、その後再び県内の企業等に雇用される場合は、補助の対象となりますか。

一年度に 1 人 1 回までの補助となるため、同年度に再度県内に就職した場合は補助の対象外です。

【補助の対象となる経費】

問 14 補助の対象となる具体的な経費を教えてください

具体的には県外の居住地から県内の居住地に移転するための以下の経費が対象となります。また、対象外となる経費もございますので、ご不明な点がございましたら県雇用労働政策課までお問合せください（TEL：0985-26-7109）。

【対象となる経費】

- ・ 本人の移動に要した公共交通機関利用代金
- ・ 引っ越し業者を利用した代金
- ・ 宅配便を利用した代金

ただし、同一の引っ越し業者に一括して支払った家財の運搬費用及び荷造り・梱包のサービスに要する費用に作業員料、距離費用、積降料金、開梱作業料、不用品処理料金、ハウスクリーニング料金、電気工事料金、リサイクル料金、保険費用、アフターケア等のサービス費用などの費用が含まれる場合はこれも対象とすることができます。

（引っ越し業者による費用のみが対象となります。例えば、引っ越し業者とは別に契約されたリサイクル料金等は対象となりません。）

※ 引っ越し業者が家財等の運搬を実施するにあたり併せて実施されるサービスが対象となるものであり、家財等の運搬とは別に契約・支払いをした経費は原則対象となりません。

※ 社会通念上明らかに家財の運搬費用及び荷造り・梱包等のサービスに要する費用と認められないと判断される費用については、一部不交付の対象とすることがあります。

【対象外となる経費】

- ・ キャンセル料
- ・ ポイントで支払いされた料金
- ・ 手伝いをした者への謝礼等
- ・ 個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬等する際の費用
- ・ 自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用
- ・ 家具、家電等の購入費及びレンタル料
- ・ 敷金、礼金、仲介手数料等
- ・ 物件の下見にかかる費用
- ・ 自家用車を使用した高速代金及びガソリン代金
- ・ レンタカーを使用した代金、高速代金及びガソリン代金

問 15 対象外となる「官公庁等」はどこまでの範囲ですか。

国家公務員法及び地方公務員法に定める一般職に加えて国立大学法人法に定める国立大学、独立行政法人、特殊法人、地方独立行政法人、特定地方独立行政法人で、雇用先がこれらに該当する場合は補助対象となりません。

問 16 公務員は補助対象になりますか。

補助対象外とします。

問 17 契約社員やアルバイトは対象になりますか。

補助対象とします。

問 18 雇用期間の定めはありますか。

ありません。

【補助の対象となる経費】

問 19 公共交通機関利用代金で新幹線のグリーン車料金は対象になりますか。

補助対象外です。また、飛行機のプレミアムシート料金も対象外としますので、ご注意ください。

問 20 就職後すぐに離職した場合は補助の対象になりますか。

その後の離職にかかわらず補助の対象とします。

なお、支給後、就職活動の状況や本補助金の満足度に関するアンケートを実施しますので、ご協力ください（回答の内容は補助金の支給に影響しません）。

問 21 雇用先の企業から交通費又は運送費の補助がある場合も対象になりますか。

雇用先の県内企業等から同様の補助金を受けている経費、受ける予定がある経費については補助対象外です。

ただし、引っ越しに 15 万円の費用がかかり、雇用先から 10 万円の補助がある場合は、補助を受けていない残りの 5 万円は補助の対象となります。

【申請手続、書類関係】

問 22 申請の方法を教えてください。

原則、Web での申請（宮崎県電子申請システム）になります。

【<https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/319KZEHB>】

電子申請が難しい場合は、県雇用労働政策課までお問合せください（TEL：0985-26-7109）。

問 23 交付要綱や提出書類の様式はどこで手に入りますか。

県ホームページからダウンロードできます。

【https://www.pref.miyazaki.lg.jp/rodoseisaku/shigoto/rodo/miyazaki_shukatsu.html】

問 24 補助金はいつ、どのように受け取ることができますか。

申請後、申請書類に不備がなければ、1か月後を目安に申出のあった口座に振り込みます。

ただし、年末年始や年度末は振込が遅れることがありますので、あらかじめご了承ください。

問 25 提出期限はいつですか。

引っ越しが完了した日から 90 日以内に申請してください。

なお、申請額が予算額に達した場合は、その年度の受付を終了しますので、早めの申請をお勧めします。

問 26 申請期限を過ぎたら申請は受け付けてもらえませんか。

申請期限を過ぎた申請については原則として受け付けませんので、引っ越し後、期限までに提出をお願いいたします。

問 27 申請額が予算額に達した場合は受付を終了することですが、事前に交付を受けられるか確認する方法はありますか。

県雇用労働政策課（TEL：0985-26-7109）に電話で問い合わせいただければ回答します。

ただし、交付は申請のあった順（先着順）となり、事前予約はできませんのでご了承ください。

問 28 引っ越し前の居住地を証明する書類はどのようなものを提出すればよいですか。

住民票や住所記載のある本人宛の公共料金領収書、学校又は企業から届いた郵便物（消印、申請者氏名、現住所が記載されているもの）の封筒やはがきのいずれかを 1 通をご提出ください。

なお、住民票は発行日から 6 か月以内のもので、公共料金領収書は使用日等、郵便物は消印日が引っ越し完了日から 3 か月前までのものをご提出ください。

問 29 領収書等がありませんが、補助金をもらうことはできますか。

運送費については、領収書等がない場合は金額と使用実績を確認することができないので補助対象外になります。交通費については、金額、日付が記載された半券や電子決済等の利用履歴等があれば領収書に代えることができます。

問 30 領収書には何が書いてある必要がありますか。

利用日、金額、内容（家財の運搬費用や荷造り・梱包サービスなど）の記載が必要です。

問 31 交通費や運送費の支払いは、ポイントで支払いした金額も補助対象経費になりますか。

ポイント利用分は補助対象経費に含まれません。

ポイント利用分を差し引いた金額が補助対象経費となりますので、その金額に対して補助します。

問 32 振込口座の名義は親等、本人のものでなくてもよいでしょうか。

振込口座は本人名義のものに限ります。

【その他】

問 33 年間のスケジュールを教えてください。

令和7年度は7月1日以降に申請受付を開始しますが、市町村の予算措置の状況によって開始できる時期が異なりますので、県HPで御確認ください。

問 34 登録必須となっているふるさと宮崎人材バンクとは何ですか。

県外在住者と県内企業の求人マッチングサイトです。

UIJ ターン者を求める県内企業の求人を検索・応募できるほか、希望条件などを登録すると、一致する新着求人のお知らせや経歴に興味を持った企業からのオファーが届きます。ぜひ就職活動にご活用ください。

問 35 「ふるさと宮崎人材バンク」に登録するのは申請者本人だけでよいですか。

企業の人材バンク登録は当補助金の補助要件にしておりませんが、この機会にぜひご登録ください。

問 36 本補助金以外に、UIJ ターン就職・転職への支援制度はありますか。

県外からの就職活動にかかる交通費・宿泊費を補助する「宮崎県 UIJ ターン就活応援補助金」など、様々な制度があります。詳しくは県 HP をご覧ください。